

インターネット接続サービス利用規約

生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合（以下「コープ東北」という）は、コープ東北が提供するインターネット接続サービス（以下「本サービス」という）に関し、本サービスの利用資格を有するコープ東北会員生協に所属する組合員（以下「組合員」という）および生計を一にするその家族（以下「利用ユーザ」という）に対し、本サービス利用規約（以下「利用規約」という）を定めます。

第1条 目的

- 1.本利用規約は、本サービスの利用に関し、コープ東北会員生協および組合員に適用します。第2条で規定する利用契約が成立後、組合員は誠実に組合員と利用ユーザに本規約を遵守する責務が発生します。
- 2.組合員とコープ東北との間に交わされる本サービスにかかる契約（以下「サービス契約」という）は、利用規約および本サービスにかかる個別規約（以下「個別規約」という）、Webページ上に掲載されるガイドライン等（以下「追加規定」という）から構成されます。（なお、利用規約、個別規約および追加規約その他サービス契約に必要な規約をまとめて「サービス規約」という。）追加規定には重要な方針や手順が記載されており、コープ東北およびコープ東北会員生協はいつでもこれを変更できるものとします。
- 3.利用規約と個別規約または追加規定とが異なる場合には、個別規約または追加規定が優先するものとします。
- 4.コープ東北は、組合員の承諾を得ることなく、サービス規約を変更できるものとします。この場合には、サービスの利用条件は変更後のサービス規約によりまします。また変更後のサービス規約は、コープ東北が別途定める場合を除いて、オンライン上に表示した時点より効力を発するものとします。

第2条 利用条件

- 1.本サービスの利用を希望する組合員は、サービス規約を熟読、理解し承認していただいた上で、コープ東北もしくはコープ東北会員生協が別途指定する手続に従って、本サービスの利用を申し込み、コープ東北もしくはコープ東北会員生協がこれに承諾を行った時点で、利用契約が成立するものとします。
- 2.本サービスへのお申込のために利用希望者がコープ東北もしくはコープ東北会員生協に提示する情報は、全て正確かつ最新の情報であることとします。
- 3.コープ東北もしくはコープ東北会員生協は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、当該申込みを承諾しない場合があります。
 - (1)利用希望者が実在しない場合。
 - (2)利用希望者が日本国外に所在する場合。
 - (3)利用希望者が、過去にサービス規約違反等により、本サービス利用資格の取消が行われている場合。
 - (4)利用希望者が、利用の申し込みを行った時点で、第17条に定めるサービスの提供停止を受けている場合。
 - (5)利用希望者が、利用の申し込みを行った際に、生協利用代金の滞納がある場合。
 - (6)利用希望者が、コープ東北会員生協の利用規定を満たしていない場合。
 - (7)コープ東北およびコープ東北会員生協の業務の遂行上支障がある場合。
 - (8)申込内容に虚偽、誤記または記入もれがあった場合。
 - (9)その他、コープ東北もしくはコープ東北会員生協が、利用希望者を不適当と判断する場合。
 - (10)過去において前項目のいずれかに該当する場合。
- 4.本サービスを利用する組合員がサービス規約に違反した場合、コープ東北は、利用資格を取り消すことがあります。この取り消しによって組合員およびその第三者に損害が生じたとしても、コープ東北およびコープ東北会員生協は一切の責任を負わないものとします。
- 5.個別の本サービスの利用は、別に定めのない限り、利用開始日が属する月を起算月として1ヶ月目の末日までを最低利用期間として定めます。
- 6.組合員は、組合員として有する権利を第三者に譲渡したり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供すること等の行為はできないものとします。

第3条 届出内容の変更

- 1.組合員は、住所、電話番号等、その他コープ東北会員生協に届け出ている内容に変更があった場合には、速やかにコープ東北会員生協が別途指定する所定の変更届出書にて、コープ東北会員生協に届け出るものとします。変更の届出を怠ったことにより組合員が損害を被ったとしても、コープ東北およびコープ東北会員生協は一切の責任を負わないものとします。なお、変更の届出があった時は、コープ東北およびコープ東北会員生協はその届出のあった事実を証明する書類を組合員に提出していただくことがあります。
- 2.組合員は、前項の届出を怠った場合に、コープ東北もしくはコープ東北会員生協からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。またその到達がなかったことで不利益を被ったとしても、コープ東北およびコープ東北会員生協は一切その責任を負わないものとします。

第4条 解約

- 1.組合員が本サービスに関する全ての利用契約（利用契約を含む）を解除することをもって、解約とします。
- 2.組合員が解約を希望する場合は、コープ東北所定の手続きにより解約の申請を行うものとし、当月末日までにコープ東北に申請した時点で当月末利用契約の終了とします。
- 3.解約を希望する組合員は、解約日が属する月の月末までの利用料金を支払うものとして定めます。また、コープ東北会員生協では、既に支払われた料金等の払戻義務は一切負わないとともに、組合員が解約に伴って、コープ東北およびコープ東北会員生協に対して、なんらかの請求権を取得することは一切ありません。
- 4.組合員からの解約の申請がない場合は、本サービス契約は自動的に更新されたものとみなします。この場合更新期間は従前の契約期間である、第13条に定める利用料金の支払い単位期間を踏襲するものとします。

第5条 利用資格の取消

組合員が以下の項目に該当する場合、コープ東北は、事前に通知することなく、直ちに当該組合員の本サービス利用資格を取り消すことができるものとします。また、利用資格が取り消された場合、当該組合員は、コープ東北およびコープ東北会員生協に対する債務の一切につき即時に期限の利益を失い、当該債務を直ちに弁済するものとします。また、コープ東北およびコープ東北会員生協は、既に支払われた料金等の払戻義務は一切負わないものとします。

- 1.利用申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- 2.第14条で禁止している事項に該当する行為を行った場合。
- 3.料金等の支払債務の履行遅延または不履行、または支払い拒否があった場合。
- 4.手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
- 5.その他、サービス規約に違反した場合。
- 6.その他、組合員として不適切とコープ東北が判断した場合。
- 7.組合員が第9条に定めるユーザIDを2件以上契約している場合、そのいずれかのIDが前項により取消し対象となった場合、コープ東北は当該組合員が契約する全てのIDに対し、前項に定める処理を行うことができるものとします。

第 6 条 補償義務

- 1.組合員は、組合員または利用ユーザによる本サービスの利用において、以下の各項の事象が生じ、その結果、被補償者(以下に定義される)が第三者からクレームや訴訟を提起された場合、被補償者がこれにより支出したまたは被った一切の損害および費用(損害賠償金の裁定額、和解金、裁判費用および合理的な弁護士費用を含む)を賠償することを約し、また被補償者を免責・弁護することを約します。被補償者には、コープ東北の他、関連会社、被用者および関係者(コープ東北、各サービスに関わりのある全てのパートナーサイト、ライセンサー、各種請負人など)を含みます。
 - (1)本サービスの統計的、平均的な利用を大幅に超えた転送量が発生した場合。
 - (2)前項において、更にコープ東北およびコープ東北が提携する関連会社のシステムの運用を阻害する事象が発生した場合。
 - (3)他人の著作権、名誉権、プライバシー権等の権利を侵害した場合。
 - (4)その他組合員または利用ユーザの違法行為または不法行為。

第 7 条 利用前の準備

組合員は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な、通信機器、ソフトウェア、また通信回線利用契約、その他これらに付随して必要となる全ての環境を準備するものとします。

- 1.組合員が準備した環境が、バージョンアップや生産中止、保証適用外等のように、一般的なネットワークの規格にそぐわないことを起因として、組合員あるいは第三者が本サービスを利用できない等のトラブルが発生した場合、コープ東北およびコープ東北会員生協はその責を免れるものとします。

第 8 条 サービスの提供

- 1.本サービスのサービス提供地域は、日本全国とし、アクセスポイントは別途、コープ東北で定めるところを利用できるものとします。
- 2.本サービスの内容は、コープ東北が別途指定する内容とします。
- 3.コープ東北は、組合員に事前に通知することなく、本サービスの内容の一部または全部の変更、追加をすることができます。
- 4.コープ東北は、本サービスの内容の一部または全部の廃止を行う場合には、コープ東北ホームページ等で事前に組合員にその旨を通知します。この場合組合員は、通知内容に対する異議を申し立てることはできません。
- 5.組合員は個々の本サービスを利用する際は、事前に個々のサービス毎に定められた所定の手続を経るものとします。
- 6.サービスの内容は、コープ東北がその時点で提供可能なものとし、組合員に対するコープ東北の責任は、組合員が支障なくサービスを利用できるよう、善良なる管理者の注意をもってサービスを運営することに限られるものとします。
- 7.組合員は、利用申込の経路、手段によっては、特定のサービスを利用できない等の制約を受ける場合があることを了承します。
- 8.本サービスで提供するプロバイダの通信規格はIPv4です。IPv6対応のプロバイダを希望される場合は、IPv6に対応したプロバイダとの契約が必要です。

第 9 条 IDおよびパスワード等の管理

組合員は、利用契約成立後にコープ東北が利用ユーザ毎に付与する、ID(ログイン用のユーザID、管理責任者用ID等)およびこのIDと組み合わせるパスワードやその他の記号等(IDとパスワード等をまとめて以下「認証情報」という)の管理責任を負うものとします。

- 1.組合員は、認証情報のうちユーザIDおよびこれに組み合わせるパスワードを、利用ユーザ以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等をしてはならないものとします。利用ユーザ毎に付与されたユーザIDおよびパスワードによる本サービスの利用は、当該利用ユーザ本人による利用とみなします。
- 2.組合員は、認証情報のうち管理IDおよびこれに組み合わせるパスワードを、管理責任者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等をしてはならないものとします。管理IDおよびパスワードによる本サービスの利用は、当該管理責任者本人による利用とみなします。
- 3.認証情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の全責任は組合員が負うものとし、コープ東北およびコープ東北会員生協は一切責任を負いません。組合員は自己の認証情報による本サービスの利用にかかる全ての料金その他の債務を負担するものとします。
- 4.組合員は、認証情報が盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちにコープ東北もしくはコープ東北会員生協にその旨を、直接的即時的手段により連絡するとともに、コープ東北からの指示がある場合には、これに従うものとします。

第 10 条 ユーザ情報の保護

- 1.コープ東北は、利用申込または本サービスを提供する目的の範囲で組合員の個人情報を収集し、コープ東北ホームページに掲示するプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱うものとします。
- 2.コープ東北は、前項に係らずユーザ情報を、以下の各号に定める場合に利用し、または契約等によりユーザ情報を適切に管理するよう義務づけた第三者に提供することがあるものとします。
 - (1)組合員が、ユーザ情報の開示について同意している場合。
 - (2)サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査、および分析を行う場合。
 - (3)個々の組合員に有益と考えられるコープ東北の情報あるいはコープ東北の業務提携先の商品、サービス等の情報を、組合員がアクセスしたコープ東北のWebページや組合員の端末装置上に表示したり、電子メール、郵便、電話等によって送付や案内する場合。
 - (4)ユーザ情報の取扱いに関する同意を得るために電子メール、郵便、電話等で連絡する場合。
 - (5)コープ東北が、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した統計個人情報(組合員の個人が特定できない情報群)を開示する場合。
 - (6)コープ東北に対して、法令により、あるいは、法令に基づきユーザ情報の開示が求められた場合。
 - (7)弁護士法第23条の2により開示が求められた場合で、かつ、利用規約第14条に定める禁止項に該当する事由があると、コープ東北が合理的に判断する場合。
- 3.コープ東北は、業務委託先とユーザ情報の保護にかかわる契約を締結することにより、組合員のユーザ情報を預託させることができるものとします。
- 4.コープ東北は、組合員よりのユーザ情報の照会、訂正、削除等の連絡があった場合、内容を検討し、合理的な期間内に適切に対応するものとします。
- 5.組合員は、本サービスの利用を希望する場合、コープ東北へユーザ情報を提供する義務があり、かつユーザ情報の提供に同意しない場合、本サービスの利用ができないことに同意するものとします。
- 6.コープ東北はコープ東北設備に蓄積または保管されたデータ等のバックアップを目的として、複写または複製して保管できるものとしますが、この行為の義務を負うものではありません。

第 11 条 利用料金等

- 1.組合員は、コープ東北に対し、本サービス利用の対価として、コープ東北が別途定める契約金、利用料金、ユーザID登録料、その他の料金(以下総じて「料金」という)を、政府機関によって課される一切の公租公課を含めて、個別規約に定める方法により、支払うものとします。この公租公課が組合員が利用するサービスの合算に対して付加される場合には、請求金額と公租公課込価格の合計に差が生じることがあります。
- 2.コープ東北は、組合員に30日以上以上の事前の通知を出すことにより、組合員の同意なくして料金を改定することができるものとします。この場合組合員は、通知内容に対する異議を申し立てることはできません。また料金の変更に伴って組合員が蒙る不便、不都合、損失・損害について、コープ東北はいかなる責任も負いません。
- 3.コープ東北は、組合員の契約期間内での退会、組合員資格の取消、サービスの提供停止、サービスの中断・中止その他理由の如何を問わず、既に支払われた料金を、一切払い戻し致しません。
- 4.利用料金は以下のように定めます。

プラン名称	回線速度	プロバイダ月額料金(税別)
COOPひかり ファミリー・ギガプラン	最大1Gbps	300円
COOPひかり ファミリータイプS	最大下り200Mbps 上り100Mbps	
COOPひかり ファミリータイプ	最大100Mbps	
COOPひかり マンション・ギガプラン	最大1Gbps	
COOPひかり マンションタイプS	最大下り200Mbps 上り100Mbps	
COOPひかり マンションタイプ	最大100Mbps	

第12条 請求および支払い

- 組合員は、料金の支払い方法として、以下のいずれかを選択することができます。但し、組合員の利用申込状況、手段または利用するサービスの種類等の事由によっては、適用されない場合があります。
 - コープ東北会員生協を通じて、コープ東北会員生協所定の期日に組合員が指定する預金口座から口座振替を行う。
 - コープ東北会員生協からの請求書に従い、所定の期日までにコープ東北会員生協所定の金融機関に振り込む。
 - コープ東北会員生協からの請求書に従い、所定の期日までにコープ東北会員生協所定の事業所で支払う。
- 組合員が前項に従い支払う際に、払込受領票、口座振替案内等でその支払いの事実が明確にされるのをもち、コープ東北は領収証の発行を行う義務を免れるものとします。
- 組合員が料金等を支払期日までに支払わないことにより、コープ東北会員生協が催告その他の手続き等に要した費用については、組合員が負担します。
- コープ東北会員生協は、組合員が料金等を支払期日までに支払わない場合、その催告について、料金集金制度取扱会社等に委託することができるものとし、組合員は予めこれを承諾するものとします。
- 組合員が申し出た1項の決済方法が何らかの事由によって支払いの用に供さない場合、組合員はコープ東北が別に指定する方法で支払うものとします。
- 本サービスを解約する場合には、組合員はコープ東北会員生協所定の方法でコープ東北会員生協に支払うものとします。

第13条 料金の計算

本サービスの利用料金の支払い単位は、当月1日から末日までとし、日割り請求、日割り返金はいりません。

- 料金その他計算結果に1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとします。
- 本条は、組合員の利用申込の経路、手段によっては、適用されない場合があります。
- 組合員が別途契約するブロードバンドサービス等の利用料金や生協利用代金の延滞等によって、本サービスの利用ができない期間があっても、本サービスを解約するまでの料金は発生します。

第14条 禁止事項

- 組合員は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならず、また利用ユーザにも行わせてはならないものとします。
 - (1)他の組合員、第三者もしくはコープ東北の著作権、商標権等知的財産権またはその他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為。
 - (2)他の組合員、第三者もしくはコープ東北の財産またはプライバシーを侵害する行為、および侵害するおそれのある行為。
 - (3)上記(1)(2)の他、他の組合員、第三者もしくはコープ東北に不利益または損害を与える行為、および与えるおそれのある行為。
 - (4)他の組合員、第三者もしくはコープ東北もしくはコープ東北会員生協を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
 - (5)前項のうち、特に法人・個人を問わず第三者のインターネット上の情報交換の場(いわゆる掲示板やチャット、メーリングリスト等)における罵詈雑言、悪言、脅し、愉快犯的な発言などの行為。
 - (6)第三者に対する適切な手段を講じず、わいせつな文書、図画、写真等を掲載・送信する行為。
 - (7)他の組合員もしくは、第三者に対し無断で広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他の組合員もしくは第三者が嫌悪を抱くもしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為。
 - (8)前項のうち、特に迷惑スパムメール、宛先の許諾を得ないメール、ダイレクトメール、無限連鎖講(ねずみ講)行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為および連鎖的なメール転送の依頼に応じて転送する行為。
 - (9)公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の組合員または第三者に提供、掲示する行為。
 - (10)猥褻、児童ポルノまたは児童を含む弱者虐待に相当する画像、文書等を送信あるいは表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為。その送信、表示、販売を惹起させる広告を送信または表示する行為。
 - (11)犯罪もしくは犯罪に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為。
 - (12)ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。
 - (13)選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為、または公職選挙法に抵触する行為。
 - (14)性風俗、宗教、政治に関する活動。
 - (15)認証情報を不正に使用する行為。
 - (16)故意・過失の有無を問わずコンピュータウイルス等の有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。
 - (17)法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務付けられている場合に、当該手続きを怠っている場合。
 - (18)その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
 - (19)その他違法または明らかに公序良俗に反する行為。
 - (20)その他、本サービスの運営を妨げる行為。
 - (21)前号までの項目に該当する行為を行っているサイトへリンクを貼る等、当該行為を誘引する行為。
 - (22)コープ東北より提供される本サービスをあたかも組合員独自のサービスであるかのように、その名称、価格等を変更して第三者に提供する行為、また再販行為。
 - (23)その他、コープ東北が不適切と判断する行為。
 - (24)前項に該当する組合員もしくは利用ユーザ(ないし抹消された利用ユーザ)の行為によってコープ東北および第三者に損害が生じた場合、組合員資格を喪失した後であっても、組合員はすべての法的責任を負うものとし、コープ東北およびコープ東北会員生協に迷惑をかけないものとします。また、当該行

第15条 知的財産権の帰属

- 本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号、データ、文書、音楽、写真、画像、映像およびそれに付随する技術全般に関する知的財産権その他一切の権利は、コープ東北に帰属するものとします。
- 組合員ならびに利用ユーザは、本サービス上に利用ユーザがアップロードした情報またはファイルについて、コープ東北の利用等に対し、使用料、損害金その他なんらの請求もしないものとします。
- 組合員ならびに利用ユーザは、本サービス上に利用ユーザがアップロードした情報またはファイルについて、それらを複製し頒布する権利または削除する権利をコープ東北もしくはコープ東北が別途任命する管理者に与えたものとします。
- 組合員は、利用ユーザがアップロードした情報またはファイルについて生じたすべての法的責任を負うものとします。

第16条 著作権

- 組合員ならびに利用ユーザは、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、各サービスを通じて提供されるいかなる情報またはファイルについて、著作権法で定める私的利用の範囲外の使用をすることはできないものとします。
- 組合員ならびに利用ユーザは、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、第三者をして、各サービスを通じて提供されるいかなる情報またはファイルについて、使用させたり、公開させたりすることはできないものとします。
- 組合員ならびに利用ユーザが、本条の規定に違反して紛争が発生した場合、組合員は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、コープ東北をいかなる場合においても免責し、損害を与えないものとします。

第 17 条 初期契約解除(クーリングオフ)

1. 初期契約解除の効力等

(1) 本書面を組合員様が受領した日から起算して8日を経過するまでの間に、コープ東北に契約を解除する旨を書面により通知していただくことで「対象サービス」の契約解除を行うことができます。

(2) 初期契約解除の効力は、書面を発送した時に生じます。

2. 初期契約解除の申込方法

以下の必要事項をご記入のうえ、コープ東北が指定する宛先までご送付いただきますようお願いいたします。

(1) お申込されたサービス名

(2) ご連絡先

(3) 初期契約解除をご希望する旨

(4) 本書面の受領日

(5) 初期契約解除申告日

コープ東北ホームページに初期契約解除通知用の書面をアップロードしておりますので、ご活用ください。 <http://www.tohoku.coop/>

第 18 条 サービスの中止・中断

1. コープ東北は、以下の事項に該当する場合、事前に組合員の同意を得ずして、本サービスあるいは本サービスの一部の運営を中止・中断できるものとします。

(1) 本サービスあるいは本サービスの一部のシステムの保守を定期的または緊急に行う場合。

(2) コープ東北が設置する通信設備の障害等やむを得ない場合。

(3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスあるいは本サービスの一部の提供が通常どおりでなくなった場合。

(4) 電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある時で、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置が必要な場合。

(5) その他、コープ東北が、本サービスあるいは本サービスの一部の運営上一時的な中断が必要と判断した場合。

2. コープ東北は、前項の規定により、本サービスあるいは本サービスの一部の運営を中止・中断するときは、あらかじめその旨を組合員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. コープ東北は、本サービスあるいは本サービスの一部の中止・中断などの発生により、組合員、利用ユーザまたは第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第 19 条 サービスの廃止

1. コープ東北は、社会情勢の変化や経済状況の変動等により本サービスあるいは本サービスの一部の提供を廃止する場合、あらかじめ第8条に定める方法でその旨を組合員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

2. コープ東北およびコープ東北会員生協は、本サービスあるいは本サービスの一部の廃止により、組合員、利用ユーザまたは第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第 20 条 責任の限定

1. コープ東北およびコープ東北会員生協は、本サービスのサービス内容、および組合員ならびに利用ユーザが本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。本サービスのサービス提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した組合員、利用ユーザまたは第三者の損害について、別途定めがある場合を除いて、コープ東北は一切の責任を負わないものとします。

2. コープ東北およびコープ東北会員生協は、予見可能性の有無に関わらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については一切免責せられるものとし、組合員は予めそれを承諾するものとします。

3. コープ東北およびコープ東北会員生協は、組合員が本サービス利用においてサービス用設備に蓄積、保管、あるいは組合員が利用ユーザ等に蓄積することを承認したデータ等を保護する義務を負いません。その消失、削除、変更または改竄等があった場合も一切責任を負わないものとします。

第 21 条 反社会的勢力の排除

1. コープ東北およびコープ東北会員生協または組合員は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。また、組合員が以下の項目に該当する場合、コープ東北は、事前に通知することなく、直ちに当該組合員の組合員資格を取り消すことができるものとします。また、組合員資格が取り消された場合、当該組合員は、コープ東北に対する債務の一切につき即時に期限の利益を失い、当該債務を直ちに弁済するものとします。また、コープ東北は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとします。

(1) 自らが暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等いわゆる反社会的勢力もしくは反社会的活動を行う団体に所属し、もしくは所属していた者、または密接な関係を有する者であること。

(2) 自らまたは第三者を利用して、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞、偽計または威力を用いた業務妨害行為等の不当な行為をした場合、または公序良俗に反する行為をした場合。

第 22 条 管轄裁判所

1. 本サービスの利用に関連して、組合員とコープ東北およびコープ東北会員生協との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。

2. 協議をしても解決しない場合、仙台地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

3. 本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

附則 本規約は2025年9月1日より実施するものとします。

お問い合わせ先

生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合 サービス事業本部

フリーダイヤル



0120-565-711

受付時間/9:00~17:30 月~金(年末年始を除く)

お問い合わせ
フォーム

